(下線の部分は改正部分)

改 正		改正	前
特定医療法人の定款例	備考	特定医療法人の定款例	備考
医療法人〇〇会定款		医療法人〇〇会定款	
第1章 名称及び事務所	・特定医療法人は、基金制度を採用 することができないため、基金制	第1章 名称及び事務所	・特定医療法人は、基金制度を採用 することができないため、基金制
第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。	度のある医療法人から特定医療法 人になる場合は、拠出者に基金を	第1条 本社団は、医療法人〇〇会と称する。	度のある医療法人から特定医療法 人になる場合は、拠出者に基金を
第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	返還し、定款から「基金」の章を 削除することが必要であること。	第2条 本社団は、事務所を〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)〇〇番地に置く。	返還し、定款から「基金」の章を 削除することが必要であること。
第2章 目的及び事業		第2章 目的及び事業	
第3条 本社団は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び要介護者に対する看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方 を経営するときは、経営する方を 掲げる。(以下、第4条、第5条及 び <u>第30条</u> において同じ。)	第3条 本社団は、病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)を経営し、科学的でかつ適正な医療(及び疾病・負傷等により寝たきりの状態等にある老人に対し、看護、医学的管理下の介護及び必要な医療等)を普及することを目的とする。	・病院または診療所のいずれか一方 を経営するときは、経営する方を 掲げる。(以下、第4条、第5条及 び <u>第12条</u> において同じ。)
第4条 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)2本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園		第4条 本社団の開設する病院及び診療所(並びに介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)2 本社団が〇〇市(町、村)から指定管理者として指定を受けて管理する病院(診療所、介護老人保健施設)の名称及び開設場所は、次のとおりとする。 (1)〇〇病院 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(2)〇〇診療所 〇〇県〇〇郡(市)〇〇町(村)(3)〇〇園	
第5条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所(並 びに介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務	・本条には、医療法第42条の規定 に基づいて行う業務を掲げる。行	第5条 本社団は、前条に掲げる病院及び診療所(並 びに介護老人保健施設)を経営するほか、次の業務	・本条には、医療法第42条の規定 に基づいて行う業務を掲げる。行

を行う。 〇〇看護師養成所の経営 第3章 資産及び会計	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合には、 以下の各条文が繰り上がることに なる。	を行う。 〇〇看護師養成所の経営 <u>(新設)</u>	わない場合には、掲げる必要はない。 ・なお、本条を置かない場合には、以下の各条文が繰り上がることになる。
第6条 本社団の資産は次のとおりとする。 (1) 本社団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げるもの) (2) 本社団に寄附された財産 (3) 本社団の事業に伴う収入 (4) その他の収入		(新設)	
第7条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。 (1) (2) 2 基本財産は処分し、又は担保に供してはならない。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県知事の承認を受けて処分し、又は担保に供することができる。	・不動産、運営基金等重要な資産は、 なるべく基本財産とすること。	(新設)	<u>(新設)</u>
第8条 本社団の資産のうち、基本財産を除く資産を通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。		(新設)	
第9条 本社団の資産は、理事会又は社員総会で定め た方法によって、理事長が管理する。		(新設)	
第10条 資産のうち現金は、医業経営のため確実な 銀行又は信託会社に預け入れ若しくは信託し、又は 国公債若しくは確実な有価証券に換え保管するも のとする。		(新設)	
第 11 条 本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計 年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会 の議決を経て定める。		<u>(新設)</u>	

- 第12条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終る。
- 第13条 本社団の決算については、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)を作成し、監事の監査、理事会の承認及び社員総会の承認を受けなければならない。
- 2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び 本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権 者から請求があった場合には、正当な理由がある場 合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。
- 3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報 告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け 出なければならない。
- 第 14 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事 会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その 全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金と して積み立てるものとし、配当してはならない。

第4章 社員

- 第15条 本社団の社員中、親族等の数は、社員総数 の3分の1以下としなければならない。
- 第16条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会の承認を得なければならない。
- <u>第 17 条</u> 社員は、次に掲げる理由によりその資格を 失う。
- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の 定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者 は、社員総会の議決を経て除名することができる。

(新設)

(新設)

(新設)

## <u>第3章</u> 社員

- 第6条 本社団の社員中、親族等の数は、社員総数の 3分の1以下としなければならない。
- 第7条 本社団の社員になろうとする者は、社員総会 の承認を得なければならない。
- 第8条 社員は、次に掲げる理由によりその資格を失う。
- (1) 除名
- (2) 死亡
- (3) 退社
- 2 社員であって、社員たる義務を履行せず本社団の 定款に違反し又は品位を傷つける行為のあった者 は、社員総会の議決を経て除名することができる。

		Т		
第 18 条 やむを得ない理由のあるときは、ネ の旨を理事長に届け出て、退社することが			第9条 やむを得ない理由のあるときは、社員はその 旨を理事長に届け出て、 <u>その同意を得て</u> 退社するこ とができる。	
第 19 条 社員は、本社団の資産の分与を請求 とができない。 2 前項の規定は、社員がその資格を失った行			第10条 とができない。 2 前項の規定は、社員がその資格を失った後も同様	
とする。 <u>第5章 社員総会</u>			とする。 <u>(新設)</u>	
第20条 理事長は、定時社員総会を、毎年2 及び5月に開催する。	2回3月			
2 理事長は、必要があると認めるときは、し 臨時社員総会を招集することができる。 3 理事長は、総社員の5分の1以上の社員が		- 5 小の1 左下回2割会を守め2-		(新設)
総会に付すべき事項を示して臨時社員総会 を請求された場合には、その請求があった日	<b>会の招集</b> ∃から2			(利)[改)
<ul><li>0日以内に、これを招集しなければならな</li><li>4 社員総会の招集は、期日の少なくとも5日に、その社員総会の目的である事項、日時2</li></ul>	目前まで	・招集の通知は、定款で定めた方法 により行う。書面のほか電子的方		_(新設)_
<u>を記載し、理事長がこれに記名した書面で初知しなければならない。</u>	注員に通	<u>法によることも可。</u>		
第21条 社員総会の議長は、社員の中から社 において選任する。	<u>社員総会</u>		_(新設)	
第22条 次の表の左欄に掲げる事項は、それ 欄に掲げる時期に開催する社員総会の承記 ければならない。			_(新設)_	
	<u>毎年</u>			
2 翌年度中の借入金額の最高限度額の       決定       3 前年度決算の決定	<u>3月</u> 毎年			
	5月			

4 定款の変更				
<u> </u>				
を含む。)				
<u>2000</u>   6 事業計画及び収支予算の重大な変更				
7 社員の入社及び除名				
	随時			
9 本社団の解散	NGH4			
10 定款第5条に関する事項		  ・第5条の業務がなければ掲げる必		(新設)
10 足		要はない。		
12 重要な契約の締結等理事長が必要と		<u> 安はない。</u>		
認めて付議する事項				
窓のて打職する事項				
	=±8+~1±		(新設)	
第23条 社員総会は、総社員の過半数の出席れば、その議事を開き、決議することができ			<u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>	
2 社員総会の議事は、法令又はこの定款に別				
めがある場合を除き、出席した社員の議決権 数で決し、可否同数のときは、議長の決する				
ができる。	0220			
<u>ころる。</u>   3 前項の場合において、議長は、社員として	送池に			
加わることができない。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・			
がはんのことがくさない。				
   第24条 社員は、社員総会において各1個の	議法按		(新設)	
及び選挙権を有する。	<u>/中我/人作</u>		(WILE)	
<u>次の送手権を行する。</u>				
   第 25 条 社員総会においては、あらかじめ通	細のあ		(新設)	
った事項のほかは議決することができない				
し、急を要する場合はこの限りではない。	0 /_/_			
2 社員総会に出席することのできない社員に	+ あこ			
かじめ通知のあった事項についてのみ書面				
て議決権及び選挙権を行使することができる				
<u>で成人権及び医手権と目及することができる</u>	<u>യം</u>			
   第 26 条 社員総会の議決事項につき特別の利	宝閚区		(新設)	
を有する社員は、当該事項につきその議決権				
できない。	<u>- C 111文</u>			
<u> </u>				
   第 27 条 社員総会の議事については、法令で	定める		(新設)	
ところにより、議事録を作成する。				
		<u> </u>		

# 第28条 社員総会の議事についての細則は、社員総 会で定める。

第6章 役員

第29条 本社団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名

常務理事 O名

- (2) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、社員総会の決議によって本社団 の社員の中から選任する。ただし、必要があるとき は、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 第30条 理事長及び常務理事は、理事会において理 事の中から選出する。
- 2 本社団の開設(指定管理者として管理する場合を 含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健 施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならな い。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの 限りでない。

- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるもの ではない。
- 4 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の 1以下としなければならない。

第31条 理事長は本社団を代表し、本社団の業務に 関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限

設を2以上開設する場合におい て、都道府県知事(2以上の都道 | 府県の区域において病院、診療所 又は介護老人保健施設を開設する 医療法人については主たる事務所 の所在地の都道府県知事)の認可 を受けた場合は、管理者(指定管 理者として管理する病院等の管理 者を除く。) の一部を理事に加えな いことができる。(法第46条の5 第6項参照)

(新設)

第4章 役員

第11条 本社団に、次の役員を置く。

(1) 理事 6名以上〇名以内 うち理事長 1名

常務理事 〇名

- (2) 監事 2名
- 2 理事及び監事は、社員総会において本社団の社員 の中から選任する。ただし、必要があるときは、社 員以外の者から選任することを妨げない。

第12条 理事長及び常務理事は、理事の互選によっ て定める。

・病院、診療所又は介護老人保健施 | 2 本社団の開設(指定管理者として管理する場合を | (新設) 含む。)する病院及び診療所(並びに介護老人保健 施設)の管理者は、必ず理事に加えなければならな い。ただし、〇〇県知事の認可を受けた場合はこの 限りでない。

- 3 前項の理事は、管理者の職を退いたときは、理事 の職を失うものとする。ただし、再選を妨げるもの ではない。
- 4 本社団の役員を選任するにあたっては、理事は6 名を、監事は2名をそれぞれ下ることがなく、かつ、 親族等の数が、理事及び監事の数のそれぞれ3分の 1以下としなければならない。

第13条 理事長のみが本社団を代表する。

#### を有する。

- 2 理事長は本社団の業務を執行し、
- (例1)3箇月に1回以上、自己の職務の執行状況を 理事会に報告しなければならない。
- (例2) 毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の状況を理事会に報告しなければならない。
- 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理 事長に事故があるときは、その職務を行う。
- 4 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後3月以内に社員総会及び理事会に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを〇〇県知事、社員総会又 は理事会に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
- (6) 理事が社員総会に提出しようとする議案、書類、その他の資料を調査し、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を社員総会に報告すること。
- 5 監事は、<u>本社団</u>の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。
- <u>第32条</u> 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、第29条に定める員数が欠けた場合には、

この報告は、現実に開催された理事会において行わなければならず、報告を省略することはできない。

・この報告は、現実に開催された理 2 理事長は本社団の業務を総理する。

(新設)

- 3 常務理事は、理事長を補佐して常務を処理し、理 事長に事故があるときは、その職務を行う。
- 4 理事は、本社団の常務を処理する。
- 5 監事は、次の職務を行う。
- (1) 本社団の業務を監査すること。
- (2) 本社団の財産の状況を監査すること。
- (3) 本社団の業務又は財産の状況について、毎会計 年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 3月以内に社員総会又は理事に提出すること。
- (4) 第1号又は第2号による監査の結果、本社団の 業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しく はこの定款に違反する重大な事実があることを 発見したときは、これを<u>〇〇県知事又は社員総会</u> に報告すること。
- (5) 第4号の報告をするために必要があるときは、 社員総会を招集すること。
- (6) <u>本社団の業務又は財産の状況について、理事に</u> 対して意見を述べること。
- 6 監事は、<u>この法人</u>の理事又は職員(本社団の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者その他の職員を含む。)を兼任することができない。
- <u>第 14 条</u> 役員の任期は2年とする。ただし、再任を 妨げない。
- 2 補欠により就任した役員の任期は、前任者の残任 期間とする。
- 3 役員は、任期満了後といえども、後任者の就任す

任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選		<u>るまでは、その職務を行うものとする。</u>	
任された者が就任するまで、なお役員としての権利			
<u>義務を有する。</u>			
第33条 役員は、社員総会の決議によって解任する		_(新設)_	
ことができる。ただし、監事の解任の決議は、出席			
した社員の議決権の3分の2以上の賛成がなけれ			
ば、決議することができない。			
第34条 役員の報酬等は、	・役員の報酬は、3,600万円以下であ	(新設)	(新設)
 (例 1) 社員総会の決議によって別に定めるところに	ること。		
より支給する。	・役員の報酬等について、定款にそ		
(例2) 理事及び監事について、それぞれの総額が、	の額を定めていないときは、社員総		(新設)
〇〇円以下及び〇〇円以下で支給する。	会の決議によって定める必要があ		
(例3) 理事長〇円、理事〇円、監事〇円とする。	<u>スの次職1=30 ラ C ため の名 ま 8 5</u> る。		
TOTAL TARGET TO THE TOTAL TOTA	・定款又は社員総会の決議において		(新設)
	理事の報酬等の「総額」を定める場		(49/102/
	合、各理事の報酬等の額はその額の		
	範囲内で理事会の決議によって定め		
	<u>電面内で建事会の人職によりて足の</u> ることも差し支えない。ただし、監		
	事が2人以上あるときに監事の報酬		
	等の「総額」を定める場合は、各監		
	事の報酬等は、その額の範囲内で監		
	事の協議によって定める。また、「総		
	額」を上回らなければ、再度、社員		
	総会で決議することは必ずしも必要		
	ではない。		
   第35条 理事は、次に掲げる取引をしようとする場	<u> </u>	(新設)	
第30米 (年齢は、次に拘ける取引をしよりとする場合には、理事会において、その取引について重要な		<u>\MIDX/</u>	
事実を開示し、その承認を受けなければならない。			
(1) 自己又は第三者のためにする本社団の事業の部			
短に属する取引			
<u> </u>			
(2) 自己又は第三者のためにする本社団との取引 (3) 本社団がその理事の債務を保証することその他			
その理事以外の者との間における本社団とその			
理事との利益が相反する取引			
2 前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、			
その取引についての重要な事実を理事会に報告し			

なければならない。			
<u>ペリオロみみらない。</u>			
第 36 条 本社団は、役員が任務を怠ったことによる	・木冬を担守するか不かけ任章	(新設)	
損害賠償責任を、法令に規定する額を限度として、	- 本未と就たするか日がは止患。	<u>(利取/</u>	
理事会の決議により免除することができる。			
2 本社団は、役員との間で、任務を怠ったことによ			
る損害賠償責任について、当該役員が職務を行うに			
つき善意でかつ重大な過失がないときに、損害賠償			
責任の限定契約を締結することができる。ただし、			
その責任の限度額は、〇円以上で本社団があらかじ			
め定めた額と法令で定める最低責任限度額とのい			
ずれか高い額とする。			
7 1 070 IDJO DRC 7 00			
第7章 理事会		(新設)	
<u> </u>		V971BA7	
第37条 理事会は、すべての理事をもって構成する。		(新設)	
<u> </u>		N/O I BONO	
第38条 理事会は、この定款に別に定めるもののほ		(新設)	
か、次の職務を行う。			
(2)理事の職務の執行の監督			
(4) 重要な資産の処分及び譲受けの決定			
(5)多額の借財の決定			
(6) 重要な役割を担う職員の選任及び解任の決定			
(7) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更			
及び廃止の決定			
第39条 理事会は、理事長が招集する。理事長が欠		_(新設)_	
けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理			
事会を招集する。			
2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも			
理事会を招集することができる。			
3 理事会を構成する理事の3分の1以上から連名			
をもって理事会の目的たる事項を示して請求があ			
ったときは、理事長は理事会を招集しなければなら			
<u>IC.</u>			
4 理事会の招集は、期日の1週間前までに、各理事	・1週間を下回る機関を定めること		

カマグル 写作者 レーナリー・マカナ 人 ナリカケ レット・マイー・	1-47		
及び各監事に対して理事会を招集する旨の通知を	<u>もできる。</u>		
発しなければならない。			
5 前項にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全			
員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく			
<u>開催できる。</u>			
第40条 理事会の議長は、理事長とする。		_(新設)_	
第41条 理事会の決議は、法令又はこの定款に別段		_(新設)_	
の定めがある場合を除き、議決事項について特別の			
利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席	・過半数を上回る割合を定めること		(新設)
し、その過半数をもって行う。	もできる。		
2 前項の規定にかかわらず、第50条の表の左欄に	・理事については、議決権を他の者		(新設)
掲げる事項は、理事会において理事総数の3分の2	に委任して行使させる事実がある		
以上の同意を得なければならない。	ときは、その運営組織が適正であ		
<u> </u>	ると認められないことになってい		
	るので、留意すること。		
   3 第1項の規定にかかわらず、理事が理事会の決議	・本項を規定するか否かは任意。		(新設)
の目的である事項について提案した場合において、	一个人で死亡するが日が16日志。		<u> </u>
その提案について特別の利害関係を有する理事を			
除く理事全員が書面又は電磁的記録により同意の			
意思表示をしたときは、理事会の決議があったもの			
とみなす。ただし、監事がその提案について異議を			
<u>述べたときはこの限りでない。</u>			
第42条 理事会の議事については、法令で定めると		_(新設)_	
<u>ころにより、議事録を作成する。</u>			
2 理事会に出席した理事及び監事は、前項の議事録	・署名し、又は記名押印する者を、		_(新設)_
<u>に署名し、又は記名押印する。</u>	<u>理事会に出席した理事長及び監事</u>		
	<u>とすることも可。</u>		
第43条 理事会の議事についての細則は、理事会で		_(新設)_	
定める。			
第8章 評議員		第5章 評議員	
第 44 条 本社団に評議員 1 2 名以上〇〇名以内を置		第 15 条 本社団に評議員 1 2名以上〇〇名以内を置	
⟨ ∘		<	

- 第45条 評議員は、次に掲げる者から理事会において推薦した者につき、理事長が委嘱する。
- (1) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療 従事者
- (2) 病院、診療所又は介護老人保健施設の経営に関 して識見を有する者
- (3) 医療を受ける者
- (4) 本財団の評議員として特に必要と認められる 者
- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。
- 3 評議員は、<u>役員又は職員</u>を兼ねることはできない。
- 第46条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠 により就任した評議員の任期は、すでに就任してい る他の評議員の任期と同時に満了するものとする。
- 第47条 評議員は、評議員会を組織して、この定款 に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じ て意見を述べるものとする。

#### 第9章 評議員会

- 第48条 理事長は、定時評議員会を、毎年2回3月 及び5月に開催する。
- 2 理事長は、必要があると認めるときは、いつでも 臨時評議員会を招集することができる。
- 3 理事長は、総評議員の5分の1以上の評議員から 評議員会の目的である事項を示して評議員会の招 集を請求された場合には、その請求があった日から 20日以内に、これを招集しなければならない。
- 4 評議員会の招集は、期日の少なくとも5日前まで に、その評議員会の目的である事項、日時及び場所 を記載し、理事長がこれに記名した書面で評議員に 通知しなければならない。

第 16 条 評議員は、<u>理事会が選任し、理事長が委嘱</u> する。

- 2 評議員を選任するにあたっては、評議員の数が理事の数の、2倍の数を下ることがなく、かつ、親族等の数が、評議員の総数の3分の1以下としなければならない。
- 3 評議員は、<u>理事又は監事</u>を兼ねることはできない。
- 第17条 評議員の任期は2年とし、新任または補欠 により就任した評議員の任期は、すでに就任してい る他の評議員の任期と同時に満了するものとする。
- 第18条 評議員は、評議員会を組織して、この定款 に定める事項を議決するほか、理事長の諮問に応じ て意見を述べるものとする。

(新設)

(新設)

	1		
第49条 評議員会の議長は、評議員の互選 定める。	によって	<u>(新設)</u>	
第50条 次の表の左欄に掲げる事項は、それ 欄に掲げる時期に開催する評議員会の同意 ければならない。		(新設)	
1 翌年度の事業計画及び収支予算の決定 2 翌年度中の借入金額の最高限度額の 決定	<u>毎年</u> <u>3月</u>		
3 前年度決算の決定	<u>毎年</u> <u>5月</u>		
4 定款の変更       5 基本財産の設定及び処分(担保提供を含む。)       6 事業計画及び収支予算の重大な変更       7 本社団の解散       8 定款第5条に関する事項       9 他の医療法人との合併       10 重要な契約の締結等理事長が必要と認めて付議する事項	<u>随時</u>		
第51条 評議員会は、総評議員の過半数のはれば、その議事を開き、決議することができる。 2 評議員会の議事は、法令又はこの定款に、 めがある場合を除き、出席した評議員の議 半数で決し、可否同数のときは、議長の決 ろによる。 3 前項の場合において、議長は、評議員と に加わることができない。	<u>きない。</u> 別段の定 決権の過 するとこ	<u>(新設)</u>	
第 52 条 評議員は、評議員会において各 1 を 権及び選挙権を有する。	個の議決	<u>(新設)</u>	
第53条 評議員会においては、あらかじめ った事項のほかは議決することができない		<u>(新設)</u>	

1	T		
<u>し、急を要する場合はこの限りではない。</u>		   (新設)	
第 54 条 評議員会の議決事項につき特別の利害関係			
を有する評議員は、当該事項につきその議決権を行			
<u>使できない。</u>			
   第 55 条 評議員会の議事については、法令で定める		   (新設)	
ところにより、議事録を作成する。		STIFFE	
第 56 条 評議員会の議事についての細則は、評議員			
<u>会で定める。</u>			
(削除)		<u>第6章 会議</u>	
Mula			
		第 19 条 本社団の会議は、社員総会及び理事会並びに評議員会とし、社員総会及び評議員会は、それぞ	
		れ定時会議と臨時会議に分ける。	
_(削除)_		第20条 定時会議は、毎年2回3月及び5月に開催	
		し、臨時会議及び理事会は随時必要なときに開催す	
		<u> </u>	
(削除)	<u>(削除)</u>	第21条 会議は、理事長がこれを招集する。	本条に、各会議の定足数を定めても
		2 理事長は、総社員の5分の1以上の社員から会議	<u>よい。</u>
		に付議すべき事項を示して臨時総会の招集を請求	
		<u>された場合には、その請求のあった日から20日以</u> 内に、これを招集しなければならない。	
		3 理事会及び評議員会を構成する理事又は評議員	
		の3分の1以上から連名をもって会議の目的たる	
		事項を示して請求があったときは、理事長はその会	
		議を招集しなければならない。 4 社員総会の議長は、社員総会において選任し、理	
		事会の議長は、理事長をもってあて、評議員会の議	
		長は、評議員の互選によって定める。	
/Nullian		Mr 00 タットの主の土場に上にフキュー・フィーニー	
(削除)		第22条次の表の左欄に掲げる事項は、それぞれ右欄に掲げる時期に開催する社員総会の承認を得な	
		ければならない。	
L	L		

	(出版)	田 翌年度の事業計画及び収支予算の決定	<u>毎年</u> <u>3月</u> <u>毎年</u> <u>5月</u>	笠に久の类数がわければ担ばて心面
		·		
		5 定款の変更		
		· · · · · · · · · · · · · · · · · ·		
		·	<u>随時</u>	
		-		
	<u>(削除)</u>	12 重要な契約の締結等理事長が必要と		第5条の業務がなければ掲げる必要
		図めて付議する事項 2 前項の会議の議事は、別段の定めがある	+ 0015	<u>はない。</u>
		2 前項の会議の議事は、別段の定めがある かは、総社員の過半数が出席し、その出席		
		数の賛成による承認を受けねばならない。		
			_	
		第23条 次の表の左欄に掲げる事項は、そ		
		欄に掲げる時期に開催する評議員会の同	<u>意を得な</u>	
		ければならない。 1 翌年度の事業計画及び収支予算の決		
_(削除)_		定	毎年	
		2 翌年度中の借入金額の最高限度額の	3月	
		<u>決定</u>		
		3 前年度決算の決定	<u>毎年</u>	
		4 前年度剰余金又は損失金の処理	<u>5月</u>	
		5 定款の変更 6 基本財産の設定及び処分(担保提供		
		0 基本財産の設定及の処分(担保提供を含む。)		
		<u>2                                   </u>	<i>₽</i> >≠n+	
		8 本社団の解散	<u>随時</u>	
		9 定款第5条に関する事項		
		10 重要な契約の締結等理事長が必要と		
		認めて付議する事項		

		2 前項の会議の議事は、総評議員の過半数が出席	
		し、その出席者の過半数の同意を得なければならな	
		<u>L</u> \°_	
		第 24 条 社員総会及び評議員会の招集は、期日の少	
		なくとも5日前までに会議の目的である事項、日時	
		及び場所を記載し、理事長がこれに記名した書面で	
		社員及び評議員に通知しなければならない。	
(削除)		2 社員総会及び評議員会においては、前項の規定に	
		よってあらかじめ通知した事項のほか議決するこ	
		とができない。ただし、急を要する場合はこの限り	
		ではない。 	
		第25条 社員及び評議員は、あらかじめ通知のあっ	
		た事項についてのみ書面又は代理人をもって議決	
		権及び選挙権を行使することができる。ただし、代	
		理人はそれぞれ社員又は評議員でなければならな	
_(削除)_		<u>l'o</u>	
		2 代理人は、代理権を証する書面を議長に提出しな	
		<u>ければならない。</u>	
		第26条 社員は、社員総会において、評議員は評議	
		員会において、1個の議決権及び選挙権を有する。	
		ただし、会議の議決事項につき特別の利害関係を有	
		する者は、当該事項につきその議決権を行使できな	
(削除)		L\ <sub>o</sub> _	
		   第27条 第23条第1項の表の左欄に掲げる事項は、	
	(削除)	理事会において理事総数の3分の2以上が出席し、	   理事については、議決権を他の者に
	- Malt.	その3分の2以上の同意を得なければならない。	委任して行使させる事実があるとき
		2 その他の事項は、理事の総数の2分の1以上が出	は、その運営組織が適正であると認
(削除)			は、その連呂組織が適正であると認められないことになっているので、
(月)[赤/		席し、その過半数で決する。可否同数のときは、議	
		長の決するところによる。	<u>留意すること。</u> 
		## 00 # 11 B #\ \ 7 = \$\frac{1}{2} = \frac{1}{2} = 1	
		第28条 社員総会及び理事会並びに評議員会の議事	
		については、次の事項を記載した議事録を作成し、	
		<u>理事長はこれを確実に保存しなければならない。</u>	

(1) 会議の日時、場所

_(削除)_		(2) 社員又は理事若しくは評議員の現員数	
		(3) 出席した社員又は理事若しくは評議員の氏名	
		(書面表決者及び表決委任者を含む。)	
		(4) 議案の件名 (5) 詳恵の紹治研究及び発売者の発売研究	
		(5) 議事の経過要領及び発言者の発言要旨 (6) 議事録署名人の選任に関する事項	
		2 前項の議事録には議長及び出席社員又は出席理	
		事若しくは出席評議員のうちから、その会議におい	
		て選出された議事録署名人2名以上が署名又は記	
		名捺印しなければならない <u>。</u>	
		第 29 条 この定款に定めるもののほか、会議の議事	
		の細則については、それぞれの会議において定める	
		<u>ことができる。</u>	
(削除)		第7章 資産及び会計 第7章 資産及び会計	
		<u> </u>	
		第30条 本社団の資産は次のとおりとする。	
(Mains)		(1) 本社団の設立当時の財産(別紙財産目録に掲げ	
<u>(削除)</u>		<u>るもの)</u> (2) 本社団に寄附された財産	
(削除)		(3) 本社団の資産から生ずる果実	
<u>(171997)</u>		(4) 本社団の事業に伴う収入	
		(5) その他の収入	
	(削除)	第31条 本社団の資産のうち、次に掲げる財産を基本財産とする。	   不動産、運営基金等重要な資産は、
		<u> 平知注こする。</u> (1) ········	<u>小割座、連呂基立寺里安は貝座は、</u>   なるべく基本財産とすること。
		(2)	<u> </u>
(削除)			
		い。ただし、特別の理由のある場合には、理事会及	
		び社員総会並びに評議員会の議決を経た上、〇〇県	
		<u>知事の承認を受けて処分し、又は担保に供すること</u>	
		<u>ができる。</u>	
		   第 32 条 本社団の資産のうち、基本財産を除く資産	
		<u>を通常財産とし、これで本社団の経費を支弁する。</u>	

		T	1
		第 33 条 本社団の資産は、理事会及び社員総会の議	
_(削除)_		決を経て定めた方法によって、理事長が管理する。	
		第 34 条 資産のうち現金は、確実な銀行又は信託会	
(削除)		社に預け入れ若しくは信託し、又は国公債若しくは	
		確実な有価証券に換え保管するものとする。	
(削除)		   第 35 条 本社団の事業計画及び収支予算は、毎会計	
		年度開始前に理事会及び社員総会並びに評議員会	
		<u>の議決を経て定める。</u>	
_(削除)_		第36条 本社団の会計年度は、毎年4月1日に始ま	
		り翌年3月31日に終る。	
		第 37 条 本社団の決算については、毎会計年度終了	
(削除)		後2月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表	
		及び損益計算書(以下「事業報告書等」という。)	
		を作成しなければならない。	
(削除)		2 本社団は、事業報告書等、監事の監査報告書及び	
(Hiller)			
		本社団の定款を事務所に備えて置き、社員又は債権	
		者から請求があった場合には、正当な理由がある場	
		合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。	
		3 本社団は、毎会計年度終了後3月以内に、事業報	
		告書等及び監事の監査報告書を〇〇県知事に届け	
		<u>出なければならない。</u>	
		第 38 条 決算の結果、剰余金を生じたときは、理事	
		会及び社員総会並びに評議員会の議決を経て、その	
		全部又は一部を基本財産に繰り入れ、又は積立金と	
		して積み立てるものとし、配当してはならない。	
(削除)		して頂が立てるいがとし、出当してはなりない。	
<u>/制体/</u>			
		<u>第8章</u> 証明書等の提出	
		第39条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基	
		準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了	
<u>第10章</u> 証明書等の提出		の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長	
		を経由して国税庁長官に提出しなければならない。	
第 57 条 各事業年度に係る厚生労働大臣の定める基	・証明書については、都道府県及び	2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第	・証明書については、都道府県及び
		1	

準を満たす旨の証明書については、各事業年度終了の日の翌日から3月以内に、納税地の所轄税務署長を経由して国税庁長官に提出しなければならない。

2 租税特別措置法施行令第39条の25第1項第 2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明す る書類については、理事会及び社員総会並びに評議 員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出 の際に、併せて提出しなければならない。

### 第11章 定款の変更

第 58 条50 条の手続きを経た上、かつ、○○県知事の認可を得なければ変更することができない。

### 第12章 解散及び合併

- 第59条 本社団は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第41条第3項及び第50条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。
- 第60条 本社団が解散したときは、理事がその清算 人となる。ただし、総会の議決によって社員の中か らこれを選任することができる。
- 第61条 本社団が解散したときの残余財産は、国若 しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せ しめるものとする。
- 第62条 本社団は、総社員の同意があるときは、〇 〇県知事の認可を得て、他の社団たる医療法人又は 財団たる医療法人と合併することができる。

地方厚生局へ申請し、証明手続を 行う必要があることから、その手 続の期間を考慮し、各事業年度が 終了した後、速やかに申請手続を すること。なお、証明に係る添付 書類として決算関係書類を地方厚 生局へ提出する必要があるが、こ れは<u>第13条第3項</u>の医療法上の届 出の規程にかかわらず、決算の確 定については各事業年度が終了し た後、早急に行うよう十分注意す ること。

・国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。 2号及び第3号に掲げる要件を満たす旨を説明する書類については、理事会及び社員総会並びに評議員会の承認を受け、前項の規定による証明書の提出の際に、併せて提出しなければならない。

### 第9章 定款の変更及び解散

第40条 この定款は、<u>第22条、第23条及び第27条</u> の手続きを経た上、かつ、〇〇県知事の認可を得な ければ変更することができない。

#### (新設)

第41条 本社団は、第3条に規定する目的たる業務の成功の不能その他やむを得ない事由のある場合は、第22条、第23条及び第27条の手続きを経た上、〇〇県知事の認可を受けて解散することができる。

第42条 本社団が解散したときは、理事がその清算 人となる。ただし、総会の議決によって社員の中か らこれを選任することができる。

第43条 本社団が解散したときの残余財産は、国若 しくは地方公共団体又は同種の医療法人に帰属せ しめるものとする。

(新設)

# 第10章 雑則

第44条 本社団の公告は、官報(及びOO新聞)によって行う。

地方厚生局へ申請し、証明手続を 行う必要があることから、その手 続の期間を考慮し、各事業年度が 終了した後、速やかに申請手続を すること。なお、証明に係る添付 書類として決算関係書類を地方厚 生局へ提出する必要があるが、こ れは<u>第37条第3項</u>の医療法上の届 出の規程にかかわらず、決算の確 定については各事業年度が終了し た後、早急に行うよう十分注意す ること。

・国、地方公共団体、同種の医療法 人のいずれかを選択しても差支え ない。

第13	3章	雑則											
							第45条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総						
第63条 本社団の公告は、官報(及び〇〇新聞)に			、官報(及び〇〇新聞)に			会並びに評議員会の議決を経て定める。							
よって行う。							2/15/						
							附則						
第 64条 この定款の施行細則は、理事会及び社員総										次のとおりとする。			
会並びに評議員会の議決を経て定める。			やを経て定める。			理事長	0	0	0	0			
							常務理事	0	0	0	0		
附則							同	0	0	0	0		
本社団設立	当初₫	)役員	は、	次のとおりとする。	・本定款例に	より、新規に社団を設	理事	0	0	0	0	・本定款例に	より、新規に社団を設
理事長	0	0	0	0	立する場合	には、	同	0	0	0	0	立する場合に	こは、
常務理事	0	0	0	0	「附則		同	0	0	0	0	「附則	
同	0	0	0	0	本社団設立当	時の役員は、次の通り	同	0	0	0	0	本社団設立当	時の役員は、次の通り
理事	0	0	0	0	とし、その任	期は、OOOまでとす	監事	0	0	0	0	とし、その任	期は、OOOまでとす
同	0	0	0	0	る。		同	0	0	0	0	る。	
同	0	0	0	0	理事(理事長)	0000						理事(理事長)	0000
同	0	0	0	0	〃 (常務理事	<b>(4)</b>						〃 (常務理事	0000
監事	0	0	0	0	監事	0000						監事	0000
同	0	0	0	0	"	0000						"	0000
					とすること。							とすること。	